

議第 5 号

高山市高根多目的センターの設置及び管理に関する条例について

高山市高根多目的センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市高根多目的センターを設置するため制定しようとする。

高山市高根多目的センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民サービスの維持及び向上を図ることを目的に、多様な公共サービスの提供、公共的団体、市民活動団体の活動拠点、防災拠点として高山市高根多目的センター（以下「高根多目的センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 高根多目的センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高山市高根多目的センター

位置 高山市高根町上ヶ洞481番地

(施設)

第3条 高根多目的センターに、高根支所及び多目的室を置く。

(使用の申請及び許可)

第4条 多目的室を使用しようとする者は、使用申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たって、高根多目的センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可及び取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的室の使用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的室の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 市が緊急的に使用することとなったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 使用の許可後に前項に掲げる理由が発生したとき。

(使用料)

第6条 多目的室の使用料は、別表に定める額とする。

2 第4条第1項の規定により多目的室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第5条第2項の規定により市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。
- (3) その他市長が使用料の還付を行うべき特段の理由があると認めたとき。

(現状回復等)

第9条 使用者は、多目的室の使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに現状に復さなければならない。

(損害の賠償)

第10条 使用者は、その使用によって施設又は設備を破損し、又は滅失したときは現状に復するか、又は現状に復するに必要な費用を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月21日から施行する。

(高山市行政組織条例の一部改正)

- 2 高山市行政組織条例（昭和56年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
(支所) 第4条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(支所) 第4条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
丹生川支所の部～朝日支所の部 (略)			丹生川支所の部～朝日支所の部 (略)		
高根支所	高山市高根町上ケ洞428番地	高山市高根町中洞、中之宿、猪之鼻、下之向、日影、大古井、池ケ洞、上ケ洞、黍生、阿多野郷、野麦、日和田、小日和田、留之原	高根支所	高山市高根町上ケ洞481番地	高山市高根町中洞、中之宿、猪之鼻、下之向、日影、大古井、池ケ洞、上ケ洞、黍生、阿多野郷、野麦、日和田、小日和田、留之原
国府支所の部・上宝支所の部 (略)			国府支所の部・上宝支所の部 (略)		

(高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 高山市図書館の設置及び管理に関する条例（平成15年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																
<p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 図書館に次の分館を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市図書館丹生川分館の項～高山市図書館朝日分館の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市図書館高根分館</td> <td>高山市高根町上ヶ洞 428番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市図書館国府分館の項・高山市図書館上宝分館の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市図書館丹生川分館の項～高山市図書館朝日分館の項 (略)		高山市図書館高根分館	高山市高根町上ヶ洞 428番地	高山市図書館国府分館の項・高山市図書館上宝分館の項 (略)		<p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 図書館に次の分館を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市図書館丹生川分館の項～高山市図書館朝日分館の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市図書館高根分館</td> <td>高山市高根町上ヶ洞 481番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市図書館国府分館の項・高山市図書館上宝分館の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市図書館丹生川分館の項～高山市図書館朝日分館の項 (略)		高山市図書館高根分館	高山市高根町上ヶ洞 481番地	高山市図書館国府分館の項・高山市図書館上宝分館の項 (略)	
名称	位置																
高山市図書館丹生川分館の項～高山市図書館朝日分館の項 (略)																	
高山市図書館高根分館	高山市高根町上ヶ洞 428番地																
高山市図書館国府分館の項・高山市図書館上宝分館の項 (略)																	
名称	位置																
高山市図書館丹生川分館の項～高山市図書館朝日分館の項 (略)																	
高山市図書館高根分館	高山市高根町上ヶ洞 481番地																
高山市図書館国府分館の項・高山市図書館上宝分館の項 (略)																	

(高山市公民館設置条例の一部改正)

4 高山市公民館設置条例（昭和36年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
(管理) 第2条の2 分館のうち次に掲げる施設は、高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 (1)～(6) (略) (7) <u>高根公民館</u> (8) (略) 2 (略)										(管理) 第2条の2 分館のうち次に掲げる施設は、高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 (1)～(6) (略) (7) (略) 2 (略)									
別表第1（第2条関係）										別表第1（第2条関係）									
名称					位置					名称					位置				
岩滝公民館の項～久々野公民館の項 (略)										岩滝公民館の項～久々野公民館の項 (略)									
<small>さんさん</small> 燦燦朝日館ふれあいホール					高山市朝日町万石800番地					<small>さんさん</small> 燦燦朝日館ふれあいホール					高山市朝日町万石800番地				
高根公民館					高山市高根町上ヶ洞428番地														
国府公民館の項～奥飛騨総合文化センターの項 (略)										国府公民館の項～奥飛騨総合文化センターの項 (略)									
別表第2（第6条関係）										別表第2（第6条関係）									
名称	区分	使用時間区分						延長1時間につき	冷暖房料 (1時間につき)	名称	区分	使用時間区分						延長1時間につき	冷暖房料 (1時間につき)
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30					9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30		
高山市公民館の部～久々野公民館の部 (略)										高山市公民館の部～久々野公民館の部 (略)									
<small>さんさん</small> 燦燦朝日館ふれあいホール										<small>さんさん</small> 燦燦朝日館ふれあいホール									
多目的ホールの項～会議室4の項 (略)		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210	多目的ホールの項～会議室4の項 (略)		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
高根公民館	調理室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410	高根公民館	調理室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	研修室	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620		研修室	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	多目的ホール	2,610	3,870	3,870	6,490	7,750	10,370	1,250	1,150		多目的ホール	2,610	3,870	3,870	6,490	7,750	10,370	1,250	1,150
国府公民館の部～新宮公民館の部 (略)										国府公民館の部～新宮公民館の部 (略)									
備考 (略)										備考 (略)									

別表（第6条関係）

施設の区画		使用料（1時間あたり）
多目的室	1	200円
	2	200円
	3	400円

備考

- 1 使用料には、冷暖房費を含むものとする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。